

伊丹市一般職員服務分限条例の一部を改正する条例の制定について

伊丹市一般職員服務分限条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

平成26年2月26日提出

伊丹市長 藤原 保幸

理 由

国、兵庫県及び近隣他都市の公務員の休暇制度の状況等を考慮して、子の看護休暇等子育てを支援するための特別休暇等の拡充等を行うため。

伊丹市一般職員服務分限条例の一部を改正する条例（平成26年伊丹市条例第 号）

伊丹市一般職員服務分限条例（昭和26年条例第212号）の一部を次のように改正する。

第14条第3号中「骨髓液の」を「骨髓若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の」に、「又は骨髓移植のため」を「又は」に、「骨髓液を」を「、骨髓移植のため骨髓若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を」に改め、同条第8号中「1年」を「1年6月」に、「30分」を「45分」に改め、同条第9号中「2日」を「3日」に改め、同条第11号中「小学校」を「中学校」に改め、同条第17号中「市長が定める期間」を「1の年の7月から9月までの期間」に、「、市長が定める日数」を「3日」に改める。

附則に次の1項を加える。

- 4 当分の間、第14条第17号中「3日」とあるのは、「5日」とする。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の伊丹市一般職員服務分限条例附則第4項の規定にかかわらず、平成26年における同条例第14条第17号の規定の適用については、同号中「3日」とあるのは、「6日」とする。